

発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 2019年7月31日
- 【発行者の名称】 株式会社トリプルワン
(Tripleone Co., Ltd.)
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 塩田 秀明
- 【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋小網町16番15号
神明日本橋ビル3階
- 【電話番号】 (03)5614-8181 (代表)
- 【事務連絡者氏名】 業務管理部長 大屋 貴雄
- 【担当J-Adviserの名称】 フィリップ証券株式会社
- 【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】 代表取締役 下山 均
- 【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町4番2号
- 【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 <https://www.phillip.co.jp/>
- 【電話番号】 (03)3666-2101
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 【公表されるホームページのアドレス】 株式会社トリプルワン
<http://www.tripleone.net/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
 - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
 - 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する

る有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期中	第24期中	第25期中	第23期	第24期
会計期間	自 2016年11月1日 至 2017年4月30日	自 2017年11月1日 至 2018年4月30日	自 2018年11月1日 至 2019年4月30日	自 2016年11月1日 至 2017年10月31日	自 2017年11月1日 至 2018年10月31日
売上高 (千円)	540,471	552,374	891,739	1,164,474	1,275,474
経常利益 (千円)	7,580	8,669	35,786	46,862	58,883
中間(当期)純利益 (千円)	5,251	5,840	23,537	30,913	38,667
資本金 (千円)	99,880	99,880	99,880	99,880	99,880
発行済株式総数 (株)	182,400	182,400	182,400	182,400	182,400
純資産額 (千円)	158,583	184,794	236,747	184,245	217,620
総資産額 (千円)	471,483	456,953	579,154	458,721	445,488
1株当たり純資産額 (円)	899.00	1,047.59	1,342.11	1,044.47	1,233.67
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	30.0 (-)	25.0 (-)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	29.77	33.11	133.43	175.25	219.20
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	33.6	40.4	40.9	40.2	48.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	29,468	28,530	34,334	45,717	△59,647
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	370	-	△1,469	△8,750	△2,223
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	16,405	△13,725	53,373	595	△52,927
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	200,385	206,509	163,143	191,703	76,905
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	35 (-)	40 (1)	47 (1)	36 (3)	46 (1)

(注1) 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注2) 売上高には消費税等は含まれておりません。

(注3) 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注4) 1株当たり配当額について、第23期中、第24期中及び第25期中は中間配当を行っていないため記載しておりません。

(注5) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

(注6) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第23期及び第24期の財務諸表

については監査法人コスモスの監査を、第23期中、第24期中及び第25期中の中間財務諸表については、監査法人コスモスの中間監査を受けております。

(注7) 2017年4月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

(注8) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第25期の期首から適用しており、第24期中及び第24期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年4月30日現在

従業員数(名)	47 (1)
---------	--------

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(注2) 当社は、エレクトロニクス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における世界経済は、米中間の貿易摩擦の激化により、先行き不透明な状況が継続しております。米国及び欧州では個人消費が堅調に推移しました。中国においては、輸出が減少し、景気の停滞感がみられます。わが国経済は、輸出の伸び悩みにより、製造業において減速感が見られましたが、良好な雇用環境を背景に個人消費は堅調で回復基調を維持してきました。

当社の属する半導体業界におきましては、メモリーデバイスについては需給調整の動きがみられ、設備投資の抑制がみられましたが、ロジックデバイスについては次世代に向けた設備投資が始まりました。国内においては、産業機械系、車載系等の分野における電子回路開発や基板調達の需要が引き続き堅調に推移しました。

このような市場環境の中で当社は、エンジニアリング事業においては継続案件以外のスポット案件が減少し減収減益となりました。また、システム事業においては半導体装置関連の受注が好調に推移し、増収増益となりました。さらに、プロダクツ事業においては、大型装置の受注が増加したこと等により増収増益となりました。

これらの結果、売上高は 891,739 千円（前年同期比 61.4%増）、営業利益は 31,916 千円（前年同期は 1,091 千円）、経常利益は 35,786 千円（前年同期比 312.8%増）、中間純利益は 23,537 千円（前年同期比 303.0%増）となりました。

なお、当社はエレクトロニクス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は 163,143 千円（前事業年度末比 86,237 千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は 34,334 千円（前年同期は 28,530 千円の獲得）となりました。主な増加要因は仕入債務の増加額 38,427 千円、税引前中間純利益の計上 35,786 千円、たな卸資産の減少額 28,677 千円等によるものであり、主な減少要因は売上債権の増加額 83,412 千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は 1,469 千円（前年同期は該当なし）となりました。その減少要因は無形固定資産の取得による支出 1,469 千円です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は 53,373 千円（前年同期は 13,725 千円の使用）となりました。主な増加要因は長期借入れによる収入 80,000 千円によるものであり、主な減少要因は長期借入金の返済による支出 22,217 千円等によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社はエンジニアリング事業、プロダクツ事業及びシステム事業を主体とするエレクトロニクス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。なお、下記(1)から(3)の金額には消費税等は含まれておりません。

(1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績を事業部門ごとに示すと、以下の通りです。

事業部門の名称	当中間会計期間 (自 2018年11月1日 至 2019年4月30日)	前年同期比 (%)
エンジニアリング事業 (千円)	84,298	75.7
プロダクツ事業 (千円)	280,608	280.4
システム事業 (千円)	300,625	174.6
合計 (千円)	665,531	173.5

(2) 受注状況

当中間会計期間の受注実績を事業部門ごとに示すと、以下の通りです。

事業部門の名称	受注高		受注残高	
	当中間会計期間 (自 2018年11月1日 至 2019年4月30日)	前年 同期比 (%)	当中間会計期間末 (2019年4月30日)	前年 同期比 (%)
エンジニアリング事業 (千円)	155,587	74.0	20,289	58.1
プロダクツ事業 (千円)	557,447	138.4	295,403	109.8
システム事業 (千円)	370,387	153.9	157,875	153.8
合計 (千円)	1,083,422	126.9	473,568	116.5

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業部門ごとに示すと、以下の通りです。

事業部門の名称	当中間会計期間 (自 2018年11月1日 至 2019年4月30日)	前年同期比 (%)
エンジニアリング事業 (千円)	149,649	79.8
プロダクツ事業 (千円)	387,984	267.2
システム事業 (千円)	354,104	161.2
合計 (千円)	891,739	161.4

(注) 前中間会計期間及び当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りです。

相手先	前中間会計期間 (自 2017年11月1日 至 2018年4月30日)		当中間会計期間 (自 2018年11月1日 至 2019年4月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
レーザーテック株	349,207	63.2	721,159	80.9

3【対処すべき課題】

前事業年度の発行者情報公表後、当中間発行者情報公表日までに重要な変更事項はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2019年1月31日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。当社では、2016年10月16日の取締役会において、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することを決議し、2016年10月31日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間に、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
- (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際

- して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行って

る子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は539,639千円で、前事業年度末に比べ132,824千円増加しております。主な増加要因は現金及び預金の増加86,238千円、売掛金の増加83,207千円等、主な減少要因は商品及び製品の減少16,284千円、仕掛品の減少15,982千円等であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は39,514千円で、前事業年度末に比べ841千円増加しております。ソフトウェアの増加1,231千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は263,456千円で、前事業年度末に比べ65,121千円増加しております。主な増加要因は買掛金の増加28,946千円等であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は78,950千円で、前事業年度末に比べ49,417千円増加しております。長期借入金の増加49,417千円がその変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は236,747千円で、前事業年度末に比べ19,127千円増加しております。中間純利益23,537千円の計上による利益剰余金の増加及び剰余金の配当4,410千円による利益剰余金の減少がその変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計年度末現在発行数(株) (2019年4月30日)	公表日現在発行数(株) (2019年7月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	700,000	517,600	182,400	182,400	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	700,000	517,600	182,400	182,400	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2018年11月1日～ 2019年4月30日	—	182,400	—	99,880	—	—

(6) 【大株主の状況】

2019年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合(%)
福島 慶多	東京都北区	44,500	24.39
吉田 隆治	神奈川県横浜市港北区	28,700	15.73
塩田 秀明	東京都東村山市	20,000	10.96
三浦 隆夫	神奈川県川崎市中原区	10,000	5.48
丸文(株)	東京都中央区日本橋大伝馬町8-1	10,000	5.48
福島 トシ	東京都北区	10,000	5.48
塩田 育代	東京都東村山市	8,400	4.60
宮森 武男	東京都豊島区	6,000	3.28
(株)トリプルワン (注1)	東京都中央区日本橋小網町16-15	6,000	3.28
小西 敏通	千葉県千葉市美浜区	4,000	2.19
迫 賢一郎	神奈川県相模原市中央区	4,000	2.19
中嶋 克宜	神奈川県横浜市港北区	4,000	2.19
町田 孝二	神奈川県横浜市鶴見区	4,000	2.19
MATSUMOTO FRANK KAZUO	東京都江東区	4,000	2.19
チャン サンダー	東京都調布市	4,000	2.19
計	—	167,600	91.88

(注1) 自己株式であります。

(注2) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 176,400	1,764	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	182,400	—	—
総株主の議決権	—	1,764	—

②【自己株式等】

2019年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(株)トリプルワン	東京都中央区日本 橋小網町16-15	6,000	—	6,000	3.28
計	—	6,000	—	6,000	3.28

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2018年11月	12月	2019年1月	2月	3月	4月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注1) 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

(注2) 2018年11月以降について売買実績がないため記載しておりません。

3【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、当中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2018年11月1日から2019年4月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年10月31日)		当中間会計期間 (2019年4月30日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※1	107,948	※1	194,186
受取手形	※2	1,032	※2	1,963
売掛金		147,711		230,918
電子記録債権		725		—
商品及び製品		66,582		50,297
レンタル商品		3,245		624
仕掛品		59,002		43,020
原材料		11,224		17,434
前払費用		5,515		5,667
その他		7,296		601
貸倒引当金		△3,469		△5,075
流動資産合計		406,814		539,639
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備 (純額)		492		468
工具、器具及び備品 (純額)		0		0
有形固定資産合計	※3	492	※3	468
無形固定資産				
ソフトウェア		837		2,069
その他		318		318
無形固定資産合計		1,156		2,388
投資その他の資産				
出資金		10,501		10,501
長期前払費用		5,790		5,458
繰延税金資産		7,255		7,221
敷金		12,186		12,186
その他		1,290		1,290
投資その他の資産合計		37,024		36,657
固定資産合計		38,673		39,514
資産合計		445,488		579,154

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年10月31日)	当中間会計期間 (2019年4月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	5,995	15,477
買掛金	99,038	127,984
1年内返済予定の長期借入金	29,484	37,850
未払金	6,816	16,203
未払費用	14,686	22,012
未払法人税等	10,521	12,212
未払消費税等	6,553	※4 12,829
預り金	11,225	6,344
賞与引当金	13,371	12,410
その他	642	132
流動負債合計	198,334	263,456
固定負債		
長期借入金	29,533	78,950
固定負債合計	29,533	78,950
負債合計	227,867	342,406
純資産の部		
株主資本		
資本金	99,880	99,880
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,797	1,797
資本剰余金合計	1,797	1,797
利益剰余金		
利益準備金	5,772	6,213
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	113,690	132,376
利益剰余金合計	119,463	138,590
自己株式	△3,520	△3,520
株主資本合計	217,620	236,747
純資産合計	217,620	236,747
負債純資産合計	445,488	579,154

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2017年11月1日 至 2018年4月30日)		当中間会計期間 (自 2018年11月1日 至 2019年4月30日)	
	売上高	552,374		891,739
売上原価	395,462		684,439	
売上総利益	156,912		207,299	
販売費及び一般管理費	※ 155,821		※ 175,383	
営業利益	1,091		31,916	
営業外収益				
受取利息及び受取配当金	1		1	
助成金収入	5,977		2,280	
その他	1,895		1,979	
営業外収益合計	7,874		4,260	
営業外費用				
支払利息	296		390	
営業外費用合計	296		390	
経常利益	8,669		35,786	
税引前中間純利益	8,669		35,786	
法人税、住民税及び事業税	2,836		12,215	
法人税等調整額	△7		33	
法人税等合計	2,828		12,249	
中間純利益	5,840		23,537	

【中間売上原価明細書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 2017年11月1日 至 2018年4月30日)		当中間会計期間 (自 2018年11月1日 至 2019年4月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費及び商品売上原価		273,956	69.3	601,768	87.9
II 外注費		53,314	13.5	25,316	3.7
III 労務費		58,749	14.8	54,733	8.0
IV 経費		9,442	2.4	2,621	0.4
合計		395,462	100.0	684,439	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算であります。

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2017年11月1日 至 2018年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株 式	株主資 本合計	
		その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他 利益剰 余金 繰越利 益剰余 金	利益剰 余金合 計			
当期首残高	99,880	1,797	1,797	5,243	80,844	86,087	△3,520	184,245	184,245
当中間期変動額									
利益準備金の積立				529	△529	—		—	—
剰余金の配当					△5,292	△5,292		△5,292	△5,292
中間純利益					5,840	5,840		5,840	5,840
当中間期変動額合計	—	—	—	529	19	548	—	548	548
当中間期末残高	99,880	1,797	1,797	5,772	80,864	86,636	△3,520	184,794	184,794

当中間会計期間（自 2018年11月1日 至 2019年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株 式	株主資 本合計	
		その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他 利益剰 余金 繰越利 益剰余 金	利益剰 余金合 計			
当期首残高	99,880	1,797	1,797	5,772	113,690	119,463	△3,520	217,620	217,620
当中間期変動額									
利益準備金の積立				441	△441	—		—	—
剰余金の配当					△4,410	△4,410		△4,410	△4,410
中間純利益					23,537	23,537		23,537	23,537
当中間期変動額合計	—	—	—	441	18,686	19,127	—	19,127	19,127
当中間期末残高	99,880	1,797	1,797	6,213	132,376	138,590	△3,520	236,747	236,747

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間		当中間会計期間	
	(自 2017年11月1日 至 2018年4月30日)		(自 2018年11月1日 至 2019年4月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間純利益	8,669		35,786	
減価償却費	27		262	
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△269		1,605	
賞与引当金の増減額 (△は減少)	10,195		△960	
受取利息及び受取配当金	△1		△1	
支払利息	296		390	
売上債権の増減額 (△は増加)	13,039		△83,412	
たな卸資産の増減額 (△は増加)	5,034		28,677	
仕入債務の増減額 (△は減少)	13,792		38,427	
未払金の増減額 (△は減少)	7,542		9,386	
未払費用の増減額 (△は減少)	△1,938		7,315	
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△4,139		6,275	
その他	△4,275		1,488	
小計	47,974		45,241	
利息及び配当金の受取額	0		0	
利息の支払額	△295		△383	
法人税等の支払額	△19,148		△10,524	
営業活動によるキャッシュ・フロー	28,530		34,334	
投資活動によるキャッシュ・フロー				
無形固定資産の取得による支出	—		△1,469	
投資活動によるキャッシュ・フロー	—		△1,469	
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入れによる収入	—		150,000	
短期借入金の返済による支出	—		△150,000	
長期借入れによる収入	30,000		80,000	
長期借入金の返済による支出	△38,433		△22,217	
配当金の支払額	△5,292		△4,410	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△13,725		53,373	
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	14,805		86,237	
現金及び現金同等物の期首残高	191,703		76,905	
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 206,509		※ 163,143	

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産

①商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②レンタル商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により取得原価を把握し、レンタル契約期間（4～5年）にわたって定額法により償却しております。

③製品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

④原材料

最終仕入原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 9～15年

工具、器具及び備品 4～5年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における使用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に対応する額を計上しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の

区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」6,848千円は「投資その他の資産」の「繰延税金資産」7,255千円に含めて表示しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産は次の通りです。

	前事業年度 (2018年10月31日)	当中間会計期間 (2019年4月30日)
現金及び預金	1,000千円	1,000千円
合計	1,000	1,000

(上記に対応する債務)

該当事項はありません。

※2 受取手形の裏書譲渡高は次の通りです。

	前事業年度 (2018年10月31日)	当中間会計期間 (2019年4月30日)
受取手形裏書譲渡高	1,668千円	287千円

※3 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。

	前事業年度 (2018年10月31日)	当中間会計期間 (2019年4月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,438千円	3,462千円

※4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りです。

	前中間会計期間 (自 2017年11月1日 至 2018年4月30日)	当中間会計期間 (自 2018年11月1日 至 2019年4月30日)
役員報酬	42,956千円	43,502千円
従業員給与	50,199	59,401
賞与引当金繰入額	9,918	8,917
法定福利費	10,967	12,782
賃借料	10,436	13,337
支払手数料	7,489	9,207
貸倒引当金繰入額	△269	1,605
減価償却費	27	262

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2017年11月1日 至 2018年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	182,400	—	—	182,400
合計	182,400	—	—	182,400

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,000	—	—	6,000
合計	6,000	—	—	6,000

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年1月30日 定時株主総会	普通株式	5,292	30	2017年10月31日	2018年1月31日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2018年11月1日 至 2019年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	182,400	—	—	182,400
合計	182,400	—	—	182,400

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,000	—	—	6,000
合計	6,000	—	—	6,000

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年1月30日 定時株主総会	普通株式	4,410	25	2018年10月31日	2019年1月31日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は次の通りです。

	前中間会計期間 (自 2017年11月1日 至 2018年4月30日)	当中間会計期間 (自 2018年11月1日 至 2019年4月30日)
現金及び預金勘定	237,550千円	194,186千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△31,041	△31,043
現金及び現金同等物	206,509	163,143

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握する事が極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注2)参照）

前事業年度（2018年10月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	107,948	107,948	—
(2) 受取手形	1,032	1,032	—
(3) 売掛金	147,711	147,711	—
(4) 電子記録債権	725	725	—
資産計	257,417	257,417	—
(1) 支払手形	5,995	5,995	—
(2) 買掛金	99,038	99,038	—
(3) 未払金	6,816	6,816	—
(4) 未払法人税等	10,521	10,521	—
(5) 未払消費税等	6,553	6,553	—
(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	59,017	58,837	△179
負債計	187,942	187,763	△179

当中間会計期間（2019年4月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	194,186	194,186	—
(2)受取手形	1,963	1,963	—
(3)売掛金	230,918	230,918	—
資産計	427,068	427,068	—
(1)支払手形	15,477	15,477	—
(2)買掛金	127,984	127,984	—
(3)未払金	16,203	16,203	—
(4)未払法人税等	12,212	12,212	—
(5)未払消費税等	12,829	12,829	—
(6)長期借入金（1年内返済予定を含む）	116,800	116,650	△149
負債計	301,507	301,358	△149

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、(4)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)支払手形、(2)買掛金、(3)未払金、(4)未払法人税等、(5)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金（1年内返済予定を含む）

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(注2) 時価を算定することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2018年10月31日)	当中間会計期間 (2019年4月30日)
出資金	10,501	10,501
敷金	12,186	12,186

上記については、市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、エンジニアリング事業、プロダクツ事業及びシステム事業を主体とするエレクトロニクス事業を行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2017 年 11 月 1 日 至 2018 年 4 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	エンジニアリング事業	プロダクツ事業	システム事業	合計
外部顧客への売上高	187,458	145,183	219,732	552,374

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (千円)	関連するセグメント名
レーザーテック(株)	349,207	エレクトロニクス事業

当中間会計期間（自 2018 年 11 月 1 日 至 2019 年 4 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	エンジニアリング事業	プロダクツ事業	システム事業	合計
外部顧客への売上高	149,649	387,984	354,104	891,739

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (千円)	関連するセグメント名
レーザーテック(株)	721,159	エレクトロニクス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は次の通りです。

	前事業年度 (2018 年 10 月 31 日)	当中間会計期間 (2019 年 4 月 30 日)
1 株当たり純資産額 (円)	1,233.67	1,342.11
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	217,620	236,747
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額 (千円)	217,620	236,747
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数 (株)	176,400	176,400

	前中間会計期間 (自 2017 年 11 月 1 日 至 2018 年 4 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2018 年 11 月 1 日 至 2019 年 4 月 30 日)
1 株当たり中間純利益 (円)	33.11	133.43
(算定上の基礎)		
中間純利益 (千円)	5,840	23,537
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	5,840	23,537
普通株式の期中平均株式数 (株)	176,400	176,400

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年7月31日

株式会社トリプルワン
取締役会 御中

監査法人 コスモス

代表社員 公認会計士 新開 智之 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和 ⑩

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリプルワンの2018年11月1日から2019年10月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（2018年11月1日から2019年4月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トリプルワンの2019年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2018年11月1日から2019年4月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。